

権利擁護支援従事者研修会  
 2019年10月27日

**法人後見、私たちの取り組み**  
 ～生活・健康を見守る支援～



特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか  
 高橋安夫

法人後見センター  
 MORIOKA  
 FOR ELDERLY



わたしの夢

1 成年後見センターもりおかの生い立ち

◆ 親たちの思い、「子の幸せ」のために

- ・親たちが、支援者との「権利擁護」についての勉強会 (平成19年8月～)
- ・親たちの思いを込め、法人設立へ

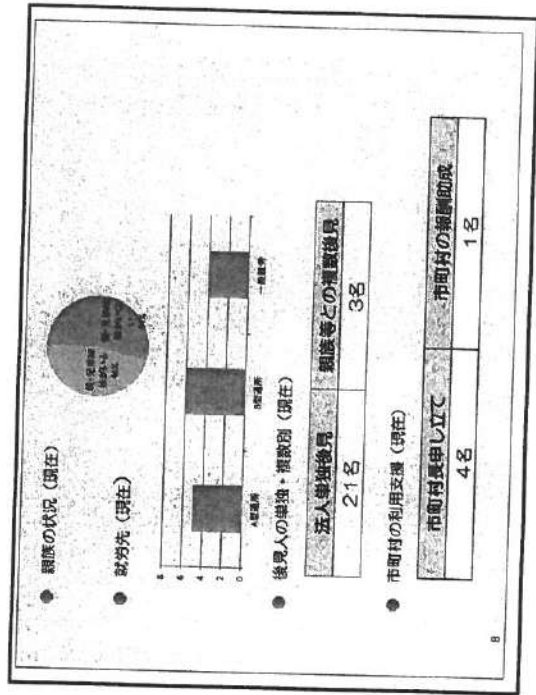
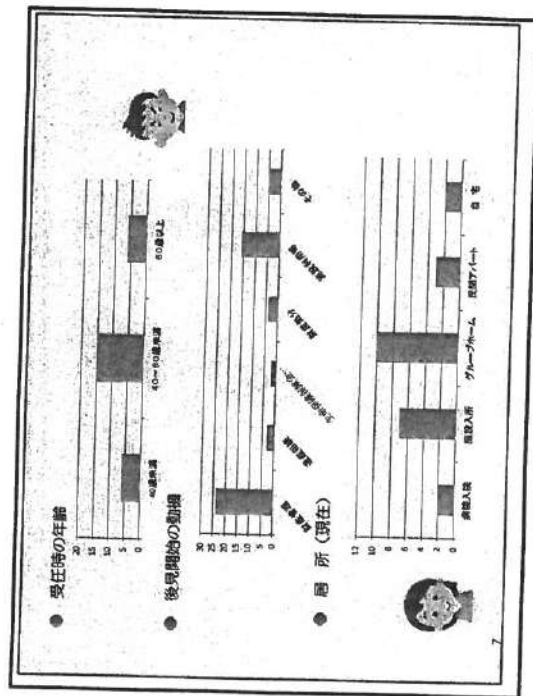
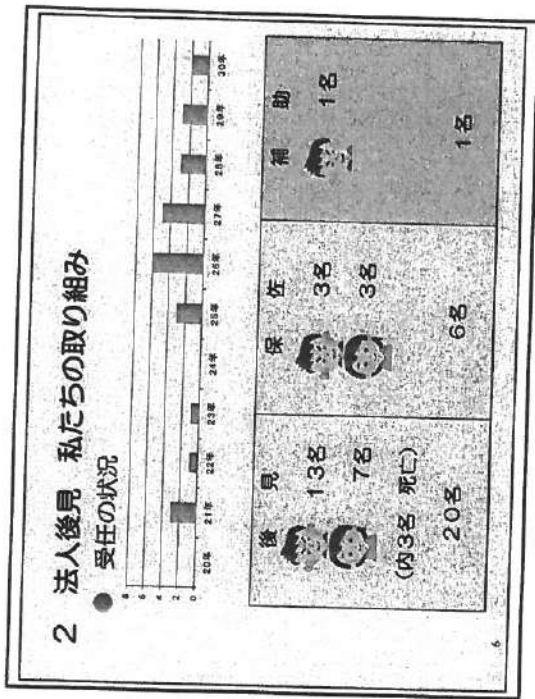


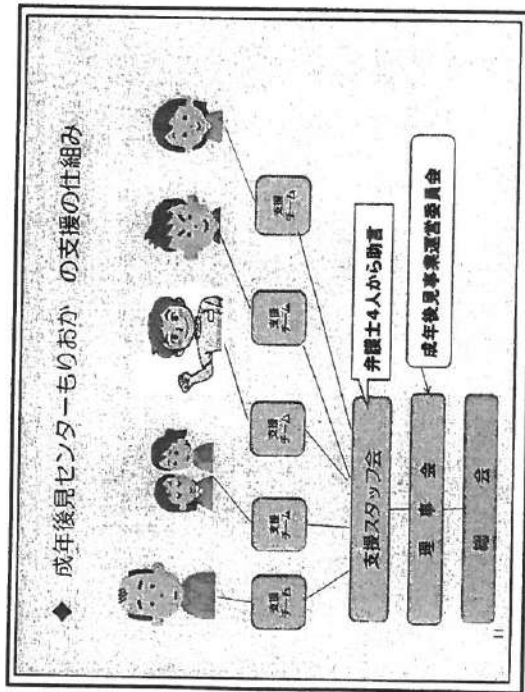
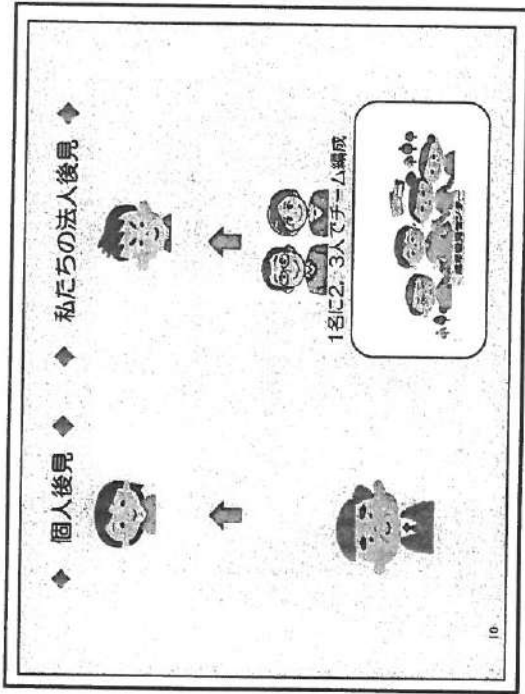
◆ NPO法人 成年後見センターもりおかの誕生

- ・平成20年10月 1日設立 (平成30年10月で10周年)
- ・目的 知的障がい者を対象とした法人後見
- ・活動 制度の普及・啓発、利用相談、親族後見人支援、市民後見人養成講座の開催、法人後見



成年後見センターもりおか  
**成年後見NPO**  
 今年目指し準備団体に  
 資料・財源のやり手に





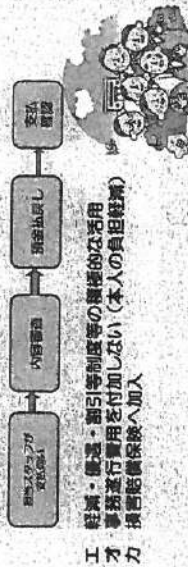
#### 4 支援活動の目標と実践

##### 弁護士を交えたスタッフ会での報告、情報交換の重視

(1) 組織で財産を守り、また本人の豊かな生活のために活かしていく。

- ア 財産・重要書類（現金簿等）の集中管理
- イ マイナンバーカード等の集中管理
- ウ 預・貯金通帳等の集中管理、管理（入出金）の決裁制

〈例〉預金の払出し手続き



13

(2) 生活・健康等の課題やニーズの「サービス等利用計画」等への反映、支援

- ア サービス等利用計画へ本人の課題、ニーズの反映
- イ 個別支援計画等へのニーズの反映（モニタリング時の同席）
- ウ 健康診断や精密検査の積極的な活用・支援
- エ スポーツ観戦、旅行など余暇活動の支援、地域行事への参加支援



14

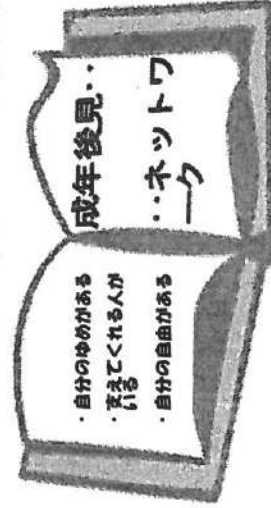
#### 5 スタッフが取り組んでいる一つの事例

- (1) 親の遺産を相続したとしても管理する能力の見通しが立たず、相続を放棄し生活を守ることを選択を余儀なくされた事例
- (2) 相続した宅地、建物の維持管理費が高んでいるが、安全管理上、建物を解体処分することも多額の解体処分費用が見込まれる事例
- (3) 精神科医療を受ける長期の入院生活を離れ、福祉サービス等を利用しながら地域での生活を検討している事例
- (4) 医療費の助成、交通費割引などの軽減・優遇・割引を、自身では十分生かし切れない事例
- (5) 親族による預・貯金の無心、費消が見逃されている相続事例



15

#### 6 おわりに



ご清聴ありがとうございました

## 当法人が考える身上保護

- ▶ 平成28年度に成立した「成年後見制度の利用促進に関する法律」基本理念として「身上の保護」がうたわれています。
- ▶ しかしながら、家庭裁判所においては「身上監護」が使われており、後見実務を行う上で、とまどいがあります。
- ▶ 当法人では「監護」と「保護」の言葉の違いについて、明確に定義ができていないとは思いますが、一つのケースなかのなかの中で、本人に寄り添い意思決定支援を可能な限り尊重した後見実務を行えるよう、日々努力しております。
- ▶ ここで、私たちの活動を 事例を通してお話ししたいと思います

## 身上保護の現状と課題

～本人を支えるための制度として機能するために～

特定非営利活動法人そよ風ネットいわき  
松本 悦子

Supported by  THE NIPPON FOUNDATION

## 事例 Aさんのケース

- ▶ Aさん (70代後半男性)
- ▶ 妻介護3 (受任当初は妻介護2)
- ▶ B県C市 (地方都市) 出身
- ▶ 6人兄弟姉妹の二男 (兄・弟・妹・妹・弟)
- ▶ 20代で結婚し、娘・息子 (共に関東在住) が生まれるも、40代で離婚
- ▶ 東京都内で事業を営んでいたが、40代で倒産
- ▶ 東日本大震災後、当市の和人を藉って転居
- ▶ 除染作業に従事していたが、体調を崩し働きなくなり生活保護受給となる
- ▶ 自宅は築50年の借家 (冷暖房器具なし)

## 受任までの経緯～1～

- ▶ H25年2月
- ▶ いわき市D地域生活支援センターに「言動がおかしい(頻繁に支払いを忘れる)」と相談が入る
- ▶ D包活のE職員及びE保健師が、本人を訪問
- ▶ 認知症が疑われたため、介護保険の申請手続きを行う
- ▶ H25年3月
- ▶ G県宅介護支援センターのHケアマネがケアプランを担当し、福祉サービス利用開始となる
- ▶ 生活保護受給開始



## 受任までの経緯～2～

- ▶ H27年8月
- ▶ 家賃やライフラインの支払いに滞りがみられるようになる
- ▶ 自宅付近の居酒屋で飲酒し自転車で帰宅する途中、側溝に転倒
- ▶ 救急搬送され入院するも、命に別状なく2日後に自宅へ戻る
- ▶ 在宅での生活に限界があるため、施設入所の検討が行われる
- ▶ H28年10月
- ▶ キャッシュカードの暗証番号が分からなくなると、お金の管理が難しくなる
- ▶ 本人の金銭管理を、担当ケアマネジャーが一時的に行うようになる
- ▶ H29年3月
- ▶ 成年後見人の審判が下り、当法人が成年後見人となる

## 受任後の活動～1～

- ▶ H29年4月
- ▶ 本人を、いわき市の担当ケースワーカー及びHケアマネと共に訪問
- ▶ 本人より強い拒否がみられ、財産の引き受けができなかった
- ▶ ケアマネージャーより現金を預かり、T銀行にて通帳作成（本人名義）
- ▶ H29年4月
- ▶ 担当者会議開催
- ▶ 本人の「在宅で生活したい」という希望を踏まえ、支援方針を検討
- ▶ 本人の意思決定支援=実情に即した支援の差異

## 受任後の活動～2～

- ▶ H29年5月
- ▶ Hケアマネよりデイサービス通所時に「預けたお金の返せ」と本人が繰り返して来たとの報告を受ける
- ▶ 保護者のケースワーカー同行の上で訪問し、本人に「金融資料は後見人さんが行う」と説明するも、ケースワーカーに聞かかって「返さけるな」と怒鳴った
- ▶ 本人に財産管理を任せると、家賃や公共料金を滞滞してしまう・・・
- ▶ でも、意思決定支援の立場からすると、無理やり預かることは出来ない・・・
- ▶ というジレンマ

## 受任後の活動～3～

- ▶ H29年6月
- ▶ 市の担当ケースワーカーと共に本人宅を訪問し、何とか通帳一式を預かる
- ▶ 精神保健福祉手帳申請（後に、認知症で2級の判定）
- ▶ 認知症治療のため、専門医受診（精神科クリニック）
- ▶ H29年7月
- ▶ 本人より11日27件の電話がある
- ▶ 内容はすべて「お金を返せ、警察に通報する」
- ▶ デイサービスの職員へ「お金を返してほしい」と繰り返し訴える

### 受任後の活動～4～

- ▶ H29年7月
- ▶ 本人より「通帳を返してほしい」と再三の訴えがあり、裁判所に指示を仰ぐ
- ▶ 裁判所からは「後見人が管理すべき」との話ある
- ▶ この頃より10回前後「通帳を返せ、警察に通解する」と電話が入る
- ▶ H29年8月
- ▶ 実診及び服薬拒否が出る
- ▶ ヘルパーに対して「酒を賣って来い」と怒鳴る事が増える

### 受任後の活動～5～

- ▶ H29年9月
- ▶ 介護保険認定調査で要介護2の判定となる
- ▶ H29年11月
- ▶ 年末、福祉サービス（主に子イ）利用が出来ない期間、本人の命をどう守るかについて関係者で検討
- ▶ 特別養護老人ホームの短期入所の利用検討
- ▶ 施設見学に行くも「絶対行かない」と怒り出したため、利用中止となる

### 受任後の活動～6～

- ▶ H30年1月
- ▶ ケアマネより「ヘルパーから“今朝のサービス提供時本人不在で、付近を探しても見つからなかった”との報告きた」と連絡入る
- ▶ 法人内で検討し、警察に通報
- ▶ 会津若松署より「本人を発見した」との連絡入る
- ▶ 後見人が引き取りに来るようにとの指示あったため、理事長以下2名で身柄引き受けに行く
- ▶ 精神科クリニックの主治医に相談し、受診の指示ある
- ▶ 妹および弟へ今回の件を報告し、精神科病院受診し入院もありうることを説明

### 受任後の活動～7～

- ▶ H30年2月
- ▶ 精神科クリニック受診。入院加療の必要があるとの事で、紹介状を記入してもらう
- ▶ Y精神病院（入院施設あり）を受診するも、「アルコール依存症の治療は、本人の強い意志が無ければ受けられない」との事で入院とならず
- ▶ H30年3月
- ▶ 地域包括を交え、現当番会議開催
- ▶ 担当ケアマネージャーより「支援不可」の連絡入り、新しいケアマネを探す
- ▶ YケアプランのSケアマネ（看護師）が新しく担当する事が決まる

## 受任後の活動～8～

- ▶ H30年5月
- ▶ 民生委員より「近隣住民から“子供に声をかけてくる”と相談があった」と連絡が入る
- ▶ ヘルパーより「訪問時、女性ものの衣類が押入れに隠されていた」と報告が入る
- ▶ Sケアマネと警察署の生活安全担当に相談に行き、見回りを依頼
- ▶ H30年6月
- ▶ 再度、精神科クリニックに相談しH精神科病院への紹介状をもらう
- ▶ 同時に、SケアマネがH精神科病院のMSWへ受診の相談をする

## 受任後の活動～9～

- ▶ H30年7月
- ▶ H精神科病院受診し、医療保護入院となる
- ▶ 親族に状況を説明し、郵送にて身元引受人等の書類記入してもらう
- ▶ 以降、入院での認知症およびアルコール依存の治療を行う
- ▶ 本人に面談すると「ここは、みんなでご飯食べられて寂しくない」と話す
- ▶ H30年12月
- ▶ 主治医より「在宅復帰は難しいが、施設やGHであれば退院の許可が出せる」との話があり、Sケアマネと入所先を探し始める

## 受任後の活動～10～

- ▶ H31年1月
- ▶ グループホームより「空きがある」との回答があり、实地調査後にSケアマネを通じ「受け入れ可」との回答がある
- ▶ 保護ケアケースワーカーを交え、本人に希望を聞いたところ「退院してグループホームに行きたい」と答えた
- ▶ H31年2月
- ▶ グループホーム入所となる

## ケースを通して思うこと

- ▶ Aさんの支援を通して感じたこと・・・
  - ▶ ・生活を支援する事の難しさ
  - ▶ ・意思決定支援を、どのように支えて行くのが正確なのか
- 今でも、時々悩んでしまうのは・・・
- ▶ ・Aさんにとってグループホーム入所が幸せだったのか
  - ▶ ・Aさん人生を、本人の意思と反する形で決めてしまった良かったのか



## 最後に・・・

福島県は、

- ・東日本大震災と原子力発電所の事故による避難
  - ・台風19号による浸水被害
- という、二つの困難に見舞われています

私たち、いわき市も例外ではなく被害を受けています  
液状化等の中にもグループホームが被害で避難し、慣れない環境で不便な生活を送っている方々がいます

後見人として「いま出来る事」は何かを判断しながら、しかし迅速に必要な支援を行っていきたいと思います

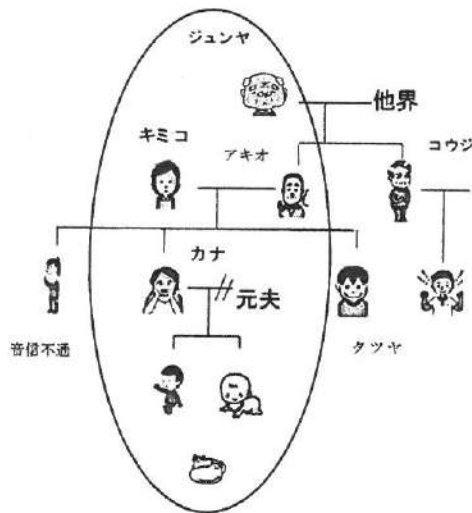
ご清聴 ありがとうございました



4、 10月30日 滋賀県甲賀市

## カワハラ家

全国権利擁護支援ネットワーク研修事例



### ジュンヤさん

78歳 アルツハイマー型認知症。要介護1  
60歳まで運送会社で勤め定年。3年前に認知症発症。趣味はカラオケ。週1回デイサービス利用。温厚で穏やかな性格。年金14万/月

### アキオさん

51歳 5年前企業をリストラされる。  
現在はコンビニでアルバイト。アルコール依存症。  
8万/月給。気性が荒い性格。

### キミコさん

49歳 2年前からうつ病で治療中。  
仕事はできない。少しなら他人と会話はできる。元々保険外交員だった。

### カナさん

22歳 元夫との間に4歳と1歳の子あり。無職。  
中学生時代から素行が悪く補導層あり。活発な性格。

### タツヤさん

20歳 療育手帳B判定。作業所で働いている。  
年金6万/月。言葉は少ないが、真面目に仕事に行っている。工賃でタヌキの置物を買うことが楽しみ。

### カワハラ家の現状

ジュンヤさん宅は築30年の2階建て一戸建て。妻は7年前に他界。5年前から長男家族が同居。1年前からカナさんも同居を始めた。昔から猫を数匹飼っている。

2年ほど前から、自宅敷地内にゴミが散乱するようになる。現在は敷地全体に空き缶等のゴミが散乱し、異臭を放っている。室内も非常に物が多く散らかっている。

3年前から固定資産税滞納、最近は全員国民健康保険料も滞納している。生活費が足りないため、ジュンヤさん・タツヤさんの年金で家族全員が生活している。

カナさんの長男は保育園に通っているが、汚れた身なりであり言葉の発達の遅れがある。

タツヤさんは障害者年金を取得しているが、タツヤさん自身はそのお金があることを知らず、管理はキミコさんが行っている。

コウジさんはアキオさんと金銭トラブルになり疎遠。アキオさん夫妻の長男は県外で働いている。

### カワハラ家の住むまち

山々に囲まれた自然豊かなまち。主な産業は窯業・農業・医薬品製造業・観光。大学との連携、地域おこし協力隊など外部の資源活用にも力を入れている。

まち全体の高齢化率は約24%であるが、カワハラ家の地区は30%近い地域であり、かつ一人暮らし高齢者も増加している。鉄道やバスの交通網はあるものの車を所有していないと不便な地域ではある。福祉施設・事業所は増加傾向にあるが、職員の確保に苦慮している。医療機関は開業医病院・総合病院があるが、医師不足は否めず、入院病床は厳しい状況にある。移動ができる者は買い物にそれほど困る地域ではないが、高齢者等は困っている。

### 近所の話

ジュンヤさんは奥さんがいた頃は仲良し夫婦でした。5年前に長男と同居してから生活が変わっちゃいました。認知症も進んできたようで時々道に迷っている姿を見かけます。体重もかなり減っているような・・・。アキオさんはしょっちゅう家にいるし、レイコさんは最近顔も見かけなくなりました。カナさんがいつも子供を怒鳴る声も聞こえて、近所はみな心配しています。

## カワハラ家の皆さんの気持ち

### ジュンヤさんの気持ち

- ・ たまに行くところ（デイサービス）は楽しいからもっと行きたいんだけどな～。
- ・ 妻と二人で生活したいんだが、最近妻が帰ってこないんだな～。
- ・ 息子や孫が大きな声を出すので、もうちょっと穏やかに生活できるところに住みたいな～。
- ・ 前は年金がもうちょっとあったと思うんだが、最近は少なくなって好きなカラオケにも行けれんようになった。。。なぜだろう???
- ・ 息子夫婦も金に困っておって、息子に「金くれ」って言われると怖くて渡しちゃう・・・。
- ・ たまにいくところもまっとうに行きたいし、なんか役所から金払えって言われているんだけど手続きとかわからんのだわ。
- ・ 片づけができんようになってきたんで、誰か助けてくれないかなあ。家にいる人は誰も手伝ってくれんし・・・
- ・ やさしい孫が仕事頑張ってる欲しいね。

### アキオさんの気持ち

- ・ なかなか正社員の仕事が見つからないわ。お金もないしな～。酒は毎日飲むよ。
- ・ 親父は最近物忘れ進んできているし困ったわ～。施設に入ると金もかかるしな。年金はそこそこあるけど、生活費に回してもらわないといかんし。
- ・ 仕事もなかなか上手いこと見つからないし、どっかに定時で残業なくて土日休みの手取り 40 万くらいくれる仕事ないかね～。それだけあれば好きなだけ酒が飲めるのにな～。
- ・ 妻はあんな状態じゃあ働けないな。早く良くなって仕事ができるようになるといいんだけどな～。
- ・ カナは出戻ってくるし、いくら金があっても足りないわ。さっさと独立してくれればいいのに。
- ・ 弟とはもう二度と会いたくないね。

### キミコさんの気持ち

- ・ 調子が悪くて働けません。
- ・ お義父さん、ずいぶん物忘れが増えているわ。私もこんな体じゃ介護できないし、どうしたらいいかしら。弟さんたちがもっとかかわってくれればいいのに。
- ・ 以前のように夫にお仕事が見つかるといいけれど。今はお酒を飲んでばかりで本当に嫌。酔っぱらうと怖いし。
- ・ カナは子供そっこのけで遊びにいってしまうし困ったわ。私もいつも体調がわるくて

思うように孫をみることができないし。

- ・ 昔みたいにお友達とお食事したりしたいな。でもしんどくてそれどころじゃない。どうして私はこんなふうになってしまったのだろう。何もしたくないし、体もうごかない。家はどんどん汚れていくし。なんで私ばかりこんな目にあわなくてはいけないんだろう。
- ・ タツヤには申し訳ないけど、お金（年金）は家族のために使うわね。

#### カナさんの気持ち

- ・ 子育ては大変。親が見てくれるから遊びには行けるけど～。
- ・ じいちゃんはポケてるし、母さんは暗いし、父さんはアル中だし、もう最悪！あまり家にいたくない！
- ・ 本当は子どもたちがかわいいし、ちゃんと面倒見なきゃって、思っているんだけど、自分一人じゃどうしたらいいか分かんないよ。子どものことを考えているとどんどんストレス溜まって、ついつい怒鳴っちゃう。
- ・ 自分と子どもたちだけで生活しようかと思ったけど、これ以上苦しい生活はイヤだ！
- ・ タツヤは障がいがあっても働いているのに、自分は働いてないからって、みんなに文句言われてツライ。
- ・ 本当は自分も働かなきゃとは思うけど、嫌なことばかりでストレス溜まっちゃうんだよ。だからついついパチンコとか遊びに行っちゃうんだよね。その方が楽しいもん。

#### タツヤさんの気持ち

- ・ 作業所は楽しい。お仕事頑張ります。ご飯も食べれる。うれしい。
- ・ お金ない。おうちご飯食べれない。ご飯たくさん食べたい。
- ・ お仕事頑張ります。タヌキ買います。父ちゃんに（タヌキ）壊された。悲しい。
- ・ 父ちゃん・姉ちゃん怖い。すぐ怒ります。
- ・ 母ちゃんと大きいタヌキ見に行った。大きいんだよ。（嬉しい。）
- ・ 隣のおばちゃん菓子くれる。うれしい。ラムネうまい。


5、 10月31日 長野県飯田市



ASJ 権利擁護支援企業者養成研修 (飯田市)

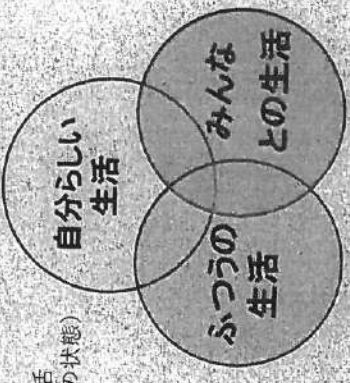
## 権利擁護支援の基本

(一社) 支援の思想研究会  
理事長 上田晴男

Supported by  THE NIPPON FOUNDATION

## 私たちの暮らし(地域自立生活)の内容

～ 護るべき「権利」の意味～

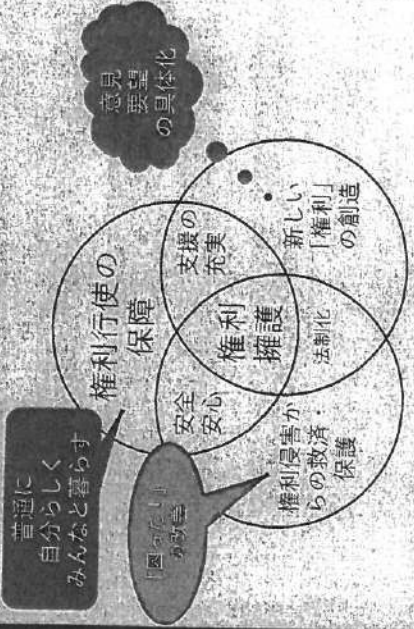


自立生活 (本人の状態)      自分らしい生活      ふうふうの生活      みんなとの生活 (社会参加/関係性)

地域自立生活 (生活)

北野誠一氏作成資料を基に構成

## 権利擁護とは...



意見・要望の具体化

困った! 救済

権利行使の保障      安全・安心      支援の充実      権利擁護      新しい「権利」の創造

権利侵害からの救済・保護

普通に自分らしくみんなと暮らす

## 権利擁護に必要な状態

生活が不安定、困窮・荒廃  
生活能力が不十分な状態      金銭管理が不安定

↓

本人の力だけでは改善が困難!  
判断能力が不十分      セルフコントロールが困難

↓

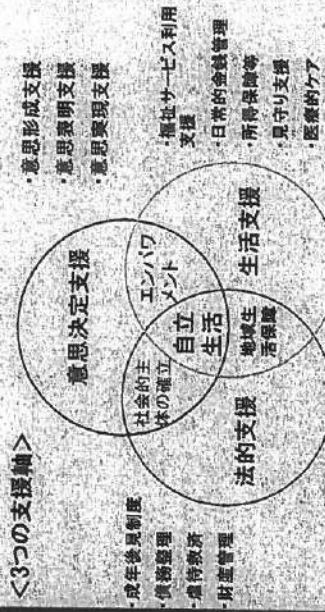
権利擁護支援が必要!  
福祉サービスの利用支援      見守り・相談支援等の確保

## 権利擁護に支援を必要とする人たちの特性

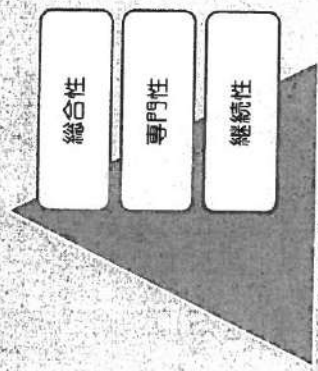
- 支援を求めない（我慢や適応で対応）
- 本人が「指導・助言」に対応出来ない
- 支援に時間がかかる（何度も訪問・面談等）
- 本人の言動の意味が分かりにくい
- 生きる意欲や力が弱い（デイサービス利用状況）

## 権利擁護支援の内容

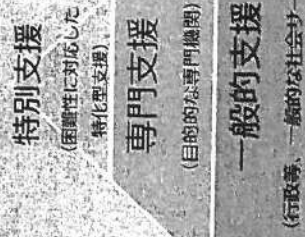
～一人一人の権利擁護支援～

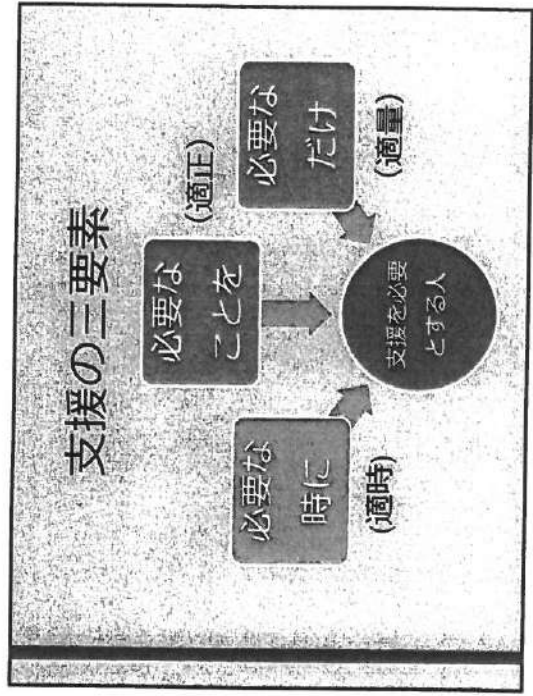
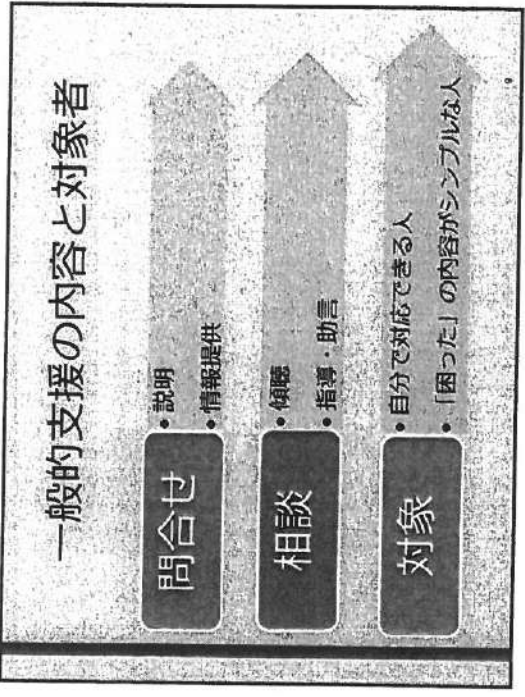


## 権利擁護支援の特性

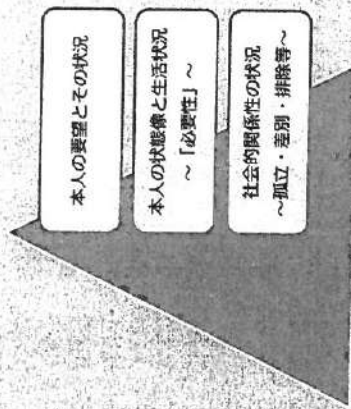


## 権利擁護支援の階層

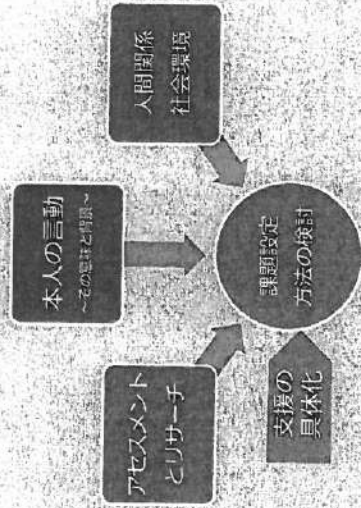




## 権利擁護支援ニーズとは...

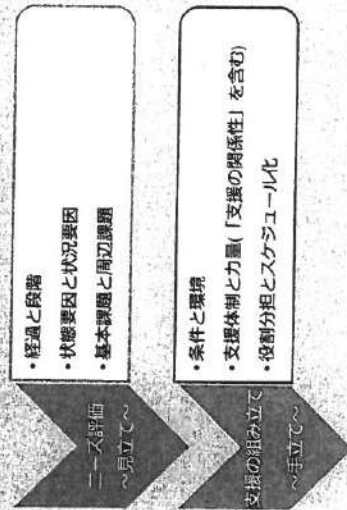


## 気付きのポイント

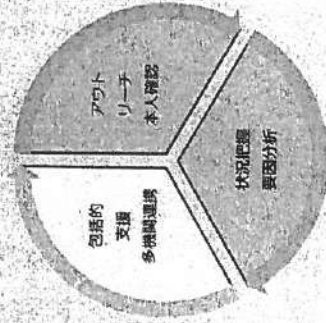


## 支援の具体化

~ ニーズ評価と支援の組み立て ~



## 権利擁護支援に求められること



6、 1月31日 埼玉県川越市



全国権利擁護支援ネットワーク協力委員  
一般社団法人萩長門成年後見センター代表  
弁護士 山口 正之

## 1 自己紹介

- ・1972年4月生れの年男。生れも育ちも大阪（東大阪市）。関西弁は不得手。  
趣味は、読書と映画鑑賞。特技は、車に轢かれても大丈夫なこと。
- ・平成8年3月に東京大学法学部卒業。平成17年10月に弁護士登録。平成19年10月、萩・山口法律事務所 開設。平成23年12月、伊藤隆司社会福祉士とともに萩長門成年後見センター及び萩長門成年後見支援センター“てとて”を設立。
- ・福祉との関わり（平成18年ころ、林和孝さん・26歳との出会い）

## 2 権利擁護支援のことば（『権利擁護支援と法人後見』ミネルヴァ書房）

- ・三つの支援軸 アドボカシーの要素 エンパワメント
- ⇒ 権利擁護支援・・・セルフアドボカシー、エンパワメント、意思決定支援

## 3 意思決定支援をめぐる日本の議論

- ・能力不存在推定 → 能力存在推定 「パラダイムの転換」
- ・意思決定支援の制度化は可能か？→意思決定支援に名を借りた代行決定  
誘導の問題、たくさんの事実（顔）  
cf. 後見人等のための意思決定支援ガイドライン（大阪弁護士会 HP）



※ 正義とケア

- ・ キャロル・ギリガン『もうひとつの声』…重い病の妻を助けるには薬が必要。しかし金がない。夫ハインツから相談を受けた。自分は買う余裕のない薬を妻の命を救うために盗むべきか否か相談。
- ・ ケアの倫理

4 下関市大藤園での施設内虐待事案

- ・ 会員施設障害者虐待事件に係る検証活動等の報告書（平成 29 年 6 月）

一般社団法人山口県知的障害者福祉協会 HP、山口県弁護士会 HP

古川英希さんの言葉、重利政志さんの言葉

5 不適切支援と視野狭窄

- ・ やまゆり園の事件について考える

「社会的排除 障害者の場合」佐藤彰一先生『法社会学』第 85 号

- ・ 権利擁護から考える

→ 何が問題なのか、虐待を防止するためにどうするか

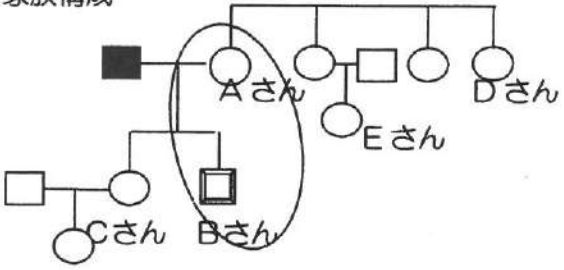
- ・ 「虐待防止への視点」佐藤彰一先生『実践成年後見』第 61 号
- ・ 施設職員の悩み（下関の虐待事件の検証報告書） 再び、古川英希さんの言葉
- ・ エヴァ・キティ…「自律は虚構」「ケアする権利」「ケアされる権利」
- ・ マッキンタイア…「人間は生まれるときから人に依存する」、「障害者が能力を発揮できるかどうかは、社会のありかた、つまり他者がその障害者をどうあつかうのかに左右される」 →映画『道草』（2019）宍戸大裕監督

6 やまゆり園の事件が突きつけた問い

- ・ひとの命に差をつけても良いという命題を、私たちは解かねばならない
- ・近代的な主体概念（人間観） → もうひとつのパラダイム転換
- ・映画「あん」（2015）河瀬直美監督

→ 地域共生社会における権利擁護支援

- ・コミュニティ、他者との繋がり、連帯性、地域共生、多様性を認め合う、社会参加、語りを紡ぐ、相互依存
- ・「障害」観・「障害」者観の刷新、新たな福祉観の創造

<p>家族構成</p> 	<p>経済状況</p> <p>Aさんの老齢年金（約6万円/月）、                  Bさんの障害基礎年金（約 6.5 万円/月）、                  生活保護受給中</p> <p>生活環境</p> <p>自宅はアパートの2階。                  エレベーターなし。</p>
<p>Aさん：81歳、物忘れあり。難聴。要支援2。                  Bさん：52歳、人見知り激しく、外出も控えている。視力低下。                  Cさん：45歳、アメリカ在住                  Dさん：85歳、お金の管理を仕切っている。                  Eさん：60歳、日ごろの支援を行っている</p>	
<p>Bさんは中学生の時にいじめにあい、不登校ののち、18歳で統合失調症を発症しました。勉強ができないわけではありませんが、考え方に特徴があるようです。妹と2人兄弟ですが、妹はアメリカ人と結婚しアメリカに住んでいます。今は母親と一人暮らし。母親は、週に2回近くのデイサービスに通っています。地域包括支援センターがと契約し、居宅介護支援事業所にプラン作成を委託しています。妹Cさんが帰国している間に、お兄さんの生活が心配である事と、市役所に相談がありました。障がい福祉課から委託相談員につながり、市役所に行く事が嫌だというBさんに会うためにお家で面談をしました。冷たい水を飲まない、落ち着かないという彼は、あらかじめ冷やしてあるコップの水を飲みながら、「自分は長男なのに結婚もしていないし仕事にもつけない。障害と言われるのが嫌だから、障害手帳は持っていない。」とか、「小遣いが足りないから、したい事もできない。」と3度目の面談で教えてくれました。「こんな自分だから、死んでしまおうかと考える…」と涙ぐみます。</p> <p>面談の時は必ず母親Aさんと従妹Eさんが同席しています。突然人が来るとどうしてよいかわからなくなるからと言います。Aさんは多くを語らず、お茶を出したりお菓子を出したりしてにこにこしています。説明をするのはEさん。今うちの人が心配しているのは、お母さんが亡くなった後に、葬式を出すのが息子になる。今は生活保護を受けているから、彼が葬式を出せばお金はかからない。息子が一人になったときに、今のアパートを出てゆかないといけない時だれが面倒みるのかという事と、彼の自立のためのお金と葬式代は今からためておきたい…というお話でした。今金銭管理をしているのは、母親ですが話をよく聞くと、母親の姉が金銭管理の手伝いをしていると言います。従妹たちは、おばさんが金銭管理しているが、通帳には残金はなく、本人の小遣いは自分の葬式代を貯めるために少し減らされたと言います。Dを確認すると、現金で保管しているから「心配はない。」という話でした。ただこれは誰にも話さないでほしいと相談員は言われています。現金で保管しているものをケアマネージャーは触れませんよと、伝えた。通帳に入れて保護課に相談してくださいと伝えたが、あまり話が通じている感じはしなかった。Dは「Aが死んだら、ケアマネージャーにお金のことも全部やってくれるようお願いする。」と言っている。</p>	

事例の見立てと支援の組み立て

(シート2)

	見立て	支援の組み立て
Aさん		
Bさん		
Dさん		
Eさん		

7、2021年 1月26日 沖縄県那覇市

### 権利擁護支援の基本と意思決定支援

2021年1月26日(火)

於: 沖縄県産業支援センター

全国権利擁護支援ネットワーク代表  
国学院大学教授・弁護士

佐藤 彰一

1

## 今日のお話

- 1 権利擁護支援のことは  
アドボカシーの要素  
正義とケア(幸福のマーゴ)
- 2 意思決定支援をめぐる日本の議論  
能力存在推定  
意思決定支援と代行決定
- 3 成年後見・虐待・差別(権利擁護各論)

2

## 権利擁護(言葉の整理) 25p

- ・「権利擁護」は福祉の言葉です  
英語では Protection and Advocacy  
中国語・韓国語では、權益擁護？  
法令上は？(権利と利益の擁護、権利擁護など・19法令)  
・いろいろな使われ方があります。  
対象 : 子供、女性、LGBT、患者、ホームレス、外国人  
生活困窮者、高齢者・障害者、etc  
私の定義(広いです)「なんらかの事情により、自分の思いや意見を他者に伝えることができず、社会的に不利益を受けている人(もっと広い人はものやこと)の代弁」  
権利に特化した代弁定義は、日本独特？  
タイプ :  
Personal or Case (by prof, staff, carer, family, friend),  
System, Self

3

## アドボカシー(権利擁護)の要素 28p

人間としての尊厳を確保し、それぞれの良き生を支援する

- 1 自己決定の尊重
- 2 ご本人にとって最善の利益の確保
- 3 社会的承認・参加 (連帯性・エンパワメント・外向き・内向き)  
1と2は原則一致(自己選択が本人にとって最善)。しかし、支援者からみると違う場合。ハタチ・チリスムの介入？  
主観的最善利益(ご本人が言うご本人の利益)  
Vs 観察者的最善利益(支援者がご本人の思いと位置づけるご本人の利益)  
Vs 第三者的最善利益(支援者が思うご本人の利益)  
どれが「正しい」などは、言えない  
しかし、「なにをしているか」は言える

4



## Jenny Hatch Justice Project

「Jenny Hatch というハーゲンニア州(Newport News)に住むダウン症の女性(決定時29歳)が、アパートに住みつつリサイクリングショップでバイトしていたが、自転車事故のあと住まいがなくなり、ショップの経営者の家に住み始めた。高齢(母と養親の父)はGHIに住まわせたいとして成年後見の申立をしたが、Jennyが自分には成年後見人はいらないと裁判所に主張」  
2012年6月に審理開始。2013年8月2日決定

裁判所の決定：後見人ほ？ 1年限定。その職務は？

詳しく下記を参照してください。

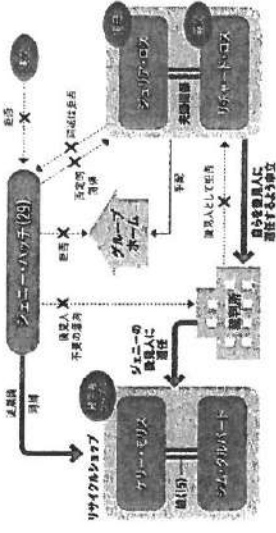
<http://jennyhatchjusticeproject.org/trial>

Jennie-Hatch (Jenny Hatch) の物語

<http://www.watoshio.org/satozhoflog/2015/01/jennyhatch-43c7.html>



十 [図] ジェニー・ハッチの意思決定をめぐる人物関係



## 日本の現在の制度でJennyは？

- 友人が後見人になれるか
- 1年限定の後見人というのがあるのか
- 意思決定支援はすべきなのか、できるのか
- Jennyには自分のことを判断する能力あるのかないのか
- 国連の障害者権利条約12条によれば日本の制度は、どう理解されるでしょうか。

## 対人理解のパラダイム転換①

◆「この人は判断能力が不十分であるので、本人の意思は尊重するとしても、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人に代わって判断しなければならぬ」

能力不存在推定(代行決定)

## 対人理解のパラダイム転換②

◆「どんなに重い認知症の人であっても、その人なりの人を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」

能力存在推定(意思決定支援)

## パラダイム転換と代行決定

1. 意思決定支援が問題になる局面は、ご本人にとって重要で、加えて、まわりにも影響を与える問題についての決定
2. ある人に、そのことについて適切に決定する能力と意思があるかないかは、他人には明確に断定できない。
3. 他人(支援者)にできることは、「ある」か「ない」か、いずれかを「推測」しているだけである。
4. これまでは、「ない」と「推測」することが多かった(能力不存在推定)
5. これからは「ある」と推測する方向へ変わった(能力存在推定)

## パラダイム転換と代行決定

6. しかし、「ある」としても、その事を確認する能力が支援者側になければ、結局、それに依らないし、支援もできない。
7. つまり、意思決定支援ができない場合は、支援者側に本人の意思を確認できない場合であり(あるいは、本人の決定を妨げている環境の改善ができない場合)、それは本人の能力とは関係がない。支援者側の能力の問題である。
8. だから代行決定をする支援者は、自己に意思決定支援の能力がないことを自ら確認し、同時に、そのことを他の人に説明できないといけない。
9. 要するに、代行決定は、本人に能力がないから行うものではない。支援者に能力がないから行うものである。

## 意思決定支援の「倫理」 35p

- 1) 意思決定を強要しないか。  
決められない自由を保証する。
  - 2) みんなが集まる必要がある、しかし、なんのためか  
みんなが決めるのではなく、本人の意向を確認するため
  - 3) 意思決定は、プロセスだという認識は必須。
  - 4) 自己責任を理由に、支援を打ち切らない。  
違う決定をしても支援。失敗したら再支援  
再決定・再支援のできない場合は？
- 社会の環境と個人の思いが不整合：その調整（SWの役割？）  
社会参加の支援は、ひとりではできない。  
では、権利擁護支援者は誰でその役割は？  
専門職に限らない。生活支援者も市民も

11

## 成年後見人は意思決定支援者か

- ・ 行う役割は、代行決定  
ただし法的効果を出すことができる権限あり  
要するに法律上の事柄についての決定権が基本
- ・ その権限を使わないで意思決定支援することもできる  
民法858条 必要職務か？ この条文の意思は広い  
(成年後見人の意思の尊重及び身上の配慮)  
成年後見人は、成年被後見人の生活、財産管理及び財産の管理に関する事務を行う  
外に当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の  
状況に配慮しなければならない。
- ・ 意思決定支援は、いろんな人が関わる＋支援の場も様々
- ・ もっとも重要なのは生活支援の場

14

## 言葉の整理

- ・ 日本の意思決定支援の課題は、意思決定支援という日本語の定義が明確でないことである。そのため、
  - ・ Substitute Decision Making,
  - ・ Supported decision making,
  - ・ Shared decision making
- ・ などの言葉が、意思決定支援という日本語の中で混在して使われる傾向がある。
- ・ 制度的にも後見制度は、これらの言葉が不用意に混在して使われる傾向がある。  
Supported decision making として明確に設計されている仕組みは、社会福祉協議会の  
日常生活自立支援事業であり、障害者権利条約との関係では、この制度利用を促進すべ  
きであるが、成年後見制度利用促進法の制定の経緯、今後の動向が不明確になっている。

## 日本で意思決定が難しい人が利用できる制度

- ・ 認知症高齢者や知的障害者など意思決定が難しい人々に対して、成年  
後見制度促進法は、成年後見制度の利用による支援を推奨しているが、  
これ以外に日本独特の制度としての社会福祉協議会が運営している日常  
自立生活支援事業（Daily Life Independence Support Project）というも  
のがある。これは一人で意思決定することが難しい人であっても、基本  
的な契約判断ができる人と社協側が判定した人と社協とが契約して、金銭  
管理や通帳の預かり、契約代行などを行う制度である。これは後見制度  
以外の意思決定支援制度として優れたものだと考えられるが、利用者は、  
成年後見制度が22万人ほどであるのに対して、5万程度と低減している。  
予算上の問題が大きいのと言われている。

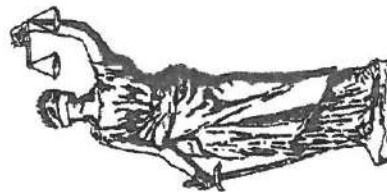
## 日常生活自立支援事業とは、

- 社会福祉法の厚生労働省の補助金で運営される事業です。自分単独では、福祉サービスの利用契約を結んだり、金銭管理が難しいかたたり、通帳保管が難しい人（認知症高齢者・障害者）に向けたサービスです。
- 各社協は、こうした人々の相談に応じます。1999年10月から始まりました。このサービスには家庭裁判所はまったく関与しません。つまり成年後見とはまったく違う制度です。
- 社協との契約を結んで利用します。この制度を利用することで法的能力の制限はまったくありません。

## 日常生活自立支援事業 2

- この制度の利用契約を結んだあとは、市民の中で研修を受けたボランティアの人が、利用者の人を助けて社協の職員の監督を受けながら、金銭管理やさまざまな相談のりつつ支援を行います。利用料は1時間あたり1000円と低額です。これは司法制度でなく契約制度ですので、利用者はいつでも利用を辞めることができます。成年後見制度に比べて意思決定支援の制度として優れていると書いていいでしょう。
- にも拘わらず利用者は、5万人程度で成年後見の23万に比べると多くはありません。その理由は、契約能力の審査にあたる社協関係者が、利用者に契約能力がないと簡単に判断してしまうことにあるようです。世界的には意思能力に問題がある人も、契約できる制度ができていますが、日本のこの制度が先進的なものです。後述の能力存在推定に関係します。

## 正義とケアの共存は可能か



例えば

自分が認知症になって判断能力がなくなつた時には、安楽死をさせてほしいと明確に述べている方が、認知症になってからめだけど、それなりの生活をしているときにどう判断するか。

ドゥオーキンによる幸福のマーゴの扱い。

まわりのいろんなことが、ケアと正義に関わってくる。



ロナルド・ドゥオーキン (Ronald Dworkin, 1931年12月11日 - 2013年2月14日)

Yale大学教授(法哲学)、ロンドン大学教授

Life's Dominion: An Argument about Abortion and Euthanasia, (Harper Collins, 1993).

水谷英夫・小島妙子訳『ライフ・ドミニオン——中絶と尊厳死そして個人の自由』(信山社出版, 1998年)

幸福のマーゴ

自律性 インテグリティ 現在・過去 エホバの証人 受益性 最善の利益 マーゴの過去の自律性と衝突したら?

ファイネリーの例(後見人が安楽死を選択) 381p

尊厳の権利 生の不可侵性に対する最大の侮辱は、その根幹性に直面したときの無関心や怠慢である。

## キャロル・ギリガン

1937年11月28日 -



出典: Carol Gilligan, In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development, Harvard University Press, 1982(キャロル・ギリガン『もうひとつの声——男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』川島書店、1986年 絶版)。

子どもたちの発達調査のためにインタビュー。すると面白い現象が

重い病の薬を助けるには薬が必要・しかしカネがない。夫ハイソツから相談を受けたとき

ジェイクとエイミーの対応  
男性的？な見方と女性的？な見方。

21

## ジェイクとエイミー／『もうひとつの声』

### ■ジェイク

道徳的ディレンマは、人間に関する数学の問題のようなもので、方程式を組み立て解けば、誰もが同じ結論に至る。完全であることを理想として、自分を中心に世界を捉える。

### ジェイク



公正・正義・権利

### ■エイミー

人に対する思いやりを理想とし、世界を人間関係の物語として捉え、自分自身を世界の中心に位置づける。自分が何をしたいかより、他人の願う通りにしてやることが自分の責任だと考える。

### エイミー



関係・思いやり・責任

原部真実教授作成資料 2013年5月13日 日本福祉大学社会福祉学センター研究室

正義の倫理	ケアの倫理
世界の中心に自己	世界の中の自己
公正・公平・不偏の実現	他者とのつながりの形成・維持
自立	相互依存・支え合う
理性	感情
公平に扱う、分け隔てしない	気づかう、思いやる
権利・義務	責任・応答 (responsibility)
ルール、原理に基づく判断	具体的状況の中での判断
普遍的(一般的)	個別的(特殊的)
対象からの距離	没頭、専心
(短所) 拘り定規、融通が利かない	(短所) 場当たりの、えこひいき

## 成年後見人は意思決定支援者か 144p

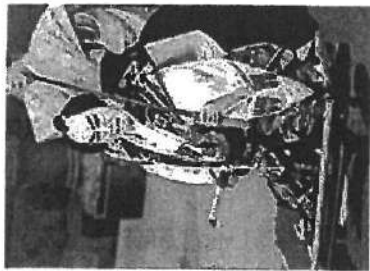
- ・ 行う役割は、代行決定  
ただし法的効果を出すことができる権限あり  
要するに法律上の事柄についての決定権が基本
- ・ その権限を使わないうで意思決定支援することもできる  
民法858条 必要職務か？ この条文の意思は広い

(成年後見人の意思の尊重及び身上の配慮)  
成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

- ・ 意思決定支援は、いろんな人が関わる＋支援の場も様々

24

## 黒子 黒衣



## 三つの課題 149p

- 日本の法制度は、人を能力や意思のある人だとみているのか、ない人だとみているのか。 支援者が困惑する。
- 代行決定をすれば良いのか、意思決定支援をすれば良いのか、すべて裁量。すべての人に意思決定支援を保障できない。
- 意思決定支援に名を借りた代行決定。

26

## 津久井やまゆり園

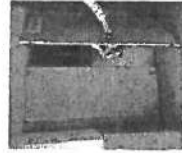
2016年7月28日未明  
午前2時から3時

19名死亡。  
27名重軽傷  
重度の障害者



二カ所に避難。しかし、どのような支援があったのかいまだにわからない  
……これがわからないまま、事件を収束させていいのだろうか？（私の  
間ですが、他にも同様の疑問をもつ方がおられます。支援とはなんた  
らうか、今日の話題です。

27



28



## 水道・電気・ブレイカー



29

## 意図的で陰湿(第2寮) 法廷の証言から

- ・ Mイズム(H23年ぐらいに退職している)  
「何があっても仲間は売らない」  
「パニックや大声などは、暴力で早くとめたほうがよい。」  
「話が出来る入所者にはダメ。」  
「施設に報告する職員の前もダメ。」  
「あとから残るような傷もダメ、腹部をねらう」  
(日常的に2寮で暴力をふるう職員間に流布され、踏襲されていた。)

※ 暴行職員、管理職の直後の声:

- ・ 重度だからか? 支援が困難な人だからか?
- ・ 支援に行き詰まる? 配置の失敗とは?
- ※ H24年の要望の本身は

30

## 不適切支援と視野狭窄

- ・ 虐待とは、支援者の義務や権限の濫用である。
- ・ その中で、大きく2つに分けてみましょう。
- ・ ● 不適切支援、過剰支援、手抜き支援
- ・ ● いずれも第三者的判断優先(本人の保護だとしても)  
「思わずやっちゃった」「めざせ一日2万歩」
- ・ ● 視野狭窄型
- ・ ● 障害者の人間性を無視した理解  
たとえば、、リプロ(2012)
- ・ ● 千葉県袖ヶ浦第二寮(2014)、そして・・・ やまゆり
- ・ ● でもなぜそうなるのでしょうか???

31

## 権利擁護から考える

障害者の能力	存在推定	自己決定支援	不存在推定	不存在推定	やまゆり本人
決定形態	自己決定	代行決定	代行決定	他者決定	
利益	ご本人の主観的利 益優先	ご本人の主観的利 益と客観的利 益が 混在	ご本人の主観的利 益と客観的利 益が 混在	社会的利益(障 害者人間とみない 視野狭窄)	
価値	ケア・エンパワー (社会参加)+ (語り を紡ぐ)	ケア(安全重視)+ 正義(功利主義)	ケア(安全重視)+ 正義(功利主義)	独断的正義	
個人の欲い	主体(相互依存)	客体(保護の対象)	客体(保護の対象)	手段(利用価値が なければ抹殺)	

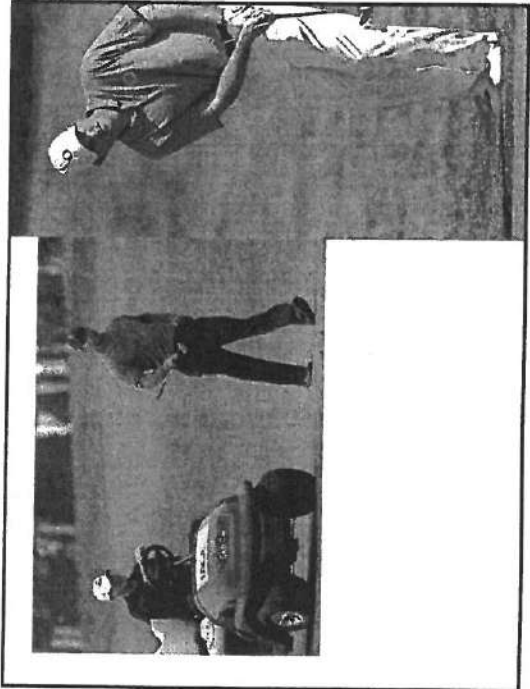
32

## 平等とは

- ・ アリストテレス 「等しいものを等しく扱う」
  - 1) 等しいものを、異なる扱いをすることは、正しくない
  - 2) 等しくないものを、等しく扱うことも、正しくない  
では、なにが等しくて、なにが等しくないのか？
- ・ 人間存在の多様性
 

すべての人は等しい特徴を持っており、すべての人に通っている特徴がある。どの部分を強調するかで、等しくもあり、異なってもいる。切り口の問題であり、共通のメジャーが当然にはない。しかも、個々人の自己認識や他者認識はすべて異なる（→と前提にできる）。

※従って、差別の問題は社会に広く存在する  
自分と同じだと思っいても、相手がそう思っていない。（その逆もある）  
（誰かが差別するし差別される）
- ・ このメジャーの是非をめぐっては長い時間をかけた闘争がある。  
例：双輪制 アリストテレスは肯定  
とはいは差別解消のために闘争をする時代ではない

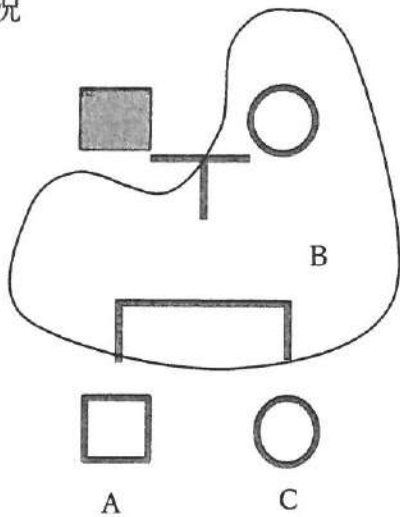


## ケーシー・マーティン対PGA(プロゴルフ協会)

- ・ PGA相手に提訴(ADAが根拠)
- ・ 2001年5月29日連邦最高裁が判決(勝訴)
- ・ 彼はスタンフォード大学出身で、一時はタイガー・ウッズとチームメイトだったほど「エリート」街道を歩いた。しかし生まれつき左足を障害を抱え、プロに転向したものの1日18ホールを歩く体力がなく、PGAツアーにカート使用を要請
- ・ ゴルフの本質は？
- ・ プロゴルフツアーとしての名誉？

- ・ 「日本の成年後見制度の現状と課題」  
賞金と社会保障2016年7月上旬号pp42-61
- ・ 「意思決定支援は可能か」法哲学年報2016(2017) pp57-71
- ・ 日本福祉大学権利擁護研究センターほか編「権利擁護が分かる意思決定支援」ミネルヴァ書房(2018)
- ・ 「成年後見人の見守り義務などについて」賞金と社会保障1713号(2018年9月上旬号)pp19-34(松江事件の詳報)

家族状況



経済状況

Aさん 年金60,000円/月

Bさん 年金25,000円/月

Cさん 年金60,000円/月 工賃10,000円

生活環境

自宅、2世帯住宅。Aは2階、BとCは1階に住んでいる。築58年。

Aさん：年齢55歳 ファッションや考え方にこだわりが強い。多弁で社交的。

Bさん：年齢85歳 専業主婦をしてきた。節約家。

Cさん：年齢43歳 引っ込み思案で、内向的。

事例

Aさんは、統合失調症と発達障害のある55歳の男性です。障害年金を受給しています。音楽が好きで、好きなアーティストの作品をCD、音楽データで買い求め、楽器やファッションもこだわる勢いです。相談員は「お金が足りなくなるんじゃない？」と冗談交じりで言いましたが、「お母さんがお金をくれるので大丈夫。」と説明していました。母親Bは85歳でうつの診断があり、75歳を超えたころから物忘れが強くなってゆきました。部屋の片づけなども上手くできなくなり、物をなくしては「Aがとったのでしょう。意地悪しないで。」となじることがあるようです。普段は家においてお部屋の片づけを何度も行っています。身体的には健康でADLは自立していました。自分自身の身の周りの事は出来ますが、家全体の事は難しいようです。弟Cは知的障害があり、B型就労を利用しています。父親は、8年前に他界しています。父が存命の時は、母の世話やCの事を面倒見ていました。父親との関係性はよく、家族で外出などもしている姿がよく見られていたようです。半年前にお母さんが自宅で転倒し、右大腿骨大転子を骨折しました。Cさんは、事業所に通っていましたが、お母さんが転倒し骨折をしたのを機に、たびたび事業所を休むようになりました。Cさんからは「お母さんのお世話をするため…」だというお話がありました。

Aさんが「お金が足りないので、仕事がしたい。」という事で就労の支援を、計画相談で対応することになりました。お話を持ってきたのはAさんが通う精神科のワーカーでした。主治医のいる精神科はもちろんですが、訪問看護による服薬確認や体調のフォロー、他科受診まで同行するよう、計画相談の事務所

令和3年1月26日 権利擁護従事者研修 IN 那覇（産業振興センター）

い) 関係し続けるために

① 考えよう!!

支援者の心配事	判断	本人の心配事

例…支援者の心配事

判断

本人の心配事

[太っている] → [ダイエットと食管理・服薬調整]  
 「生活が乱れている」 ← 「最近しんどい」

※違和感や意見の違いが見える部分を確認しましょう。

② 支援（支援者）と本人とのずれはどんな内容？

Aさん	Bさん	Cさん

※支援者と本人と、どこを明確にしたら目標を同じくできるでしょうか？

ろ) 傾聴のために

③ ①②を踏まえて、あなたは、それぞれの想いや生活をどう見立てますか？ (ex. その人からどう見えている?)		
Aさん	Bさん	Cさん

※見立の変化で、支援の経過がわかります。

④ その人の強みは？ (性格・体力・理解力・発信力・環境・価値観)		
Aさん	Bさん	Cさん

※その人の中心には何があるのでしょうか？

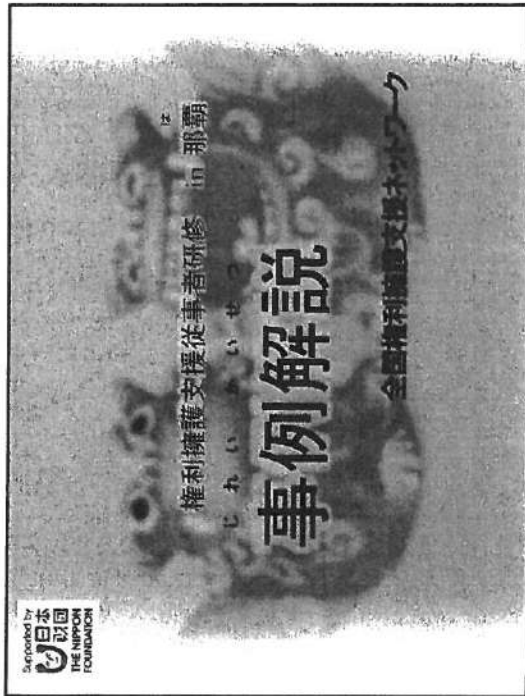
は) 関わる立ち位置を判断

⑤ エンパワメントするなら? 一緒に悩むならどんな時?		
Aさん	Bさん	Cさん

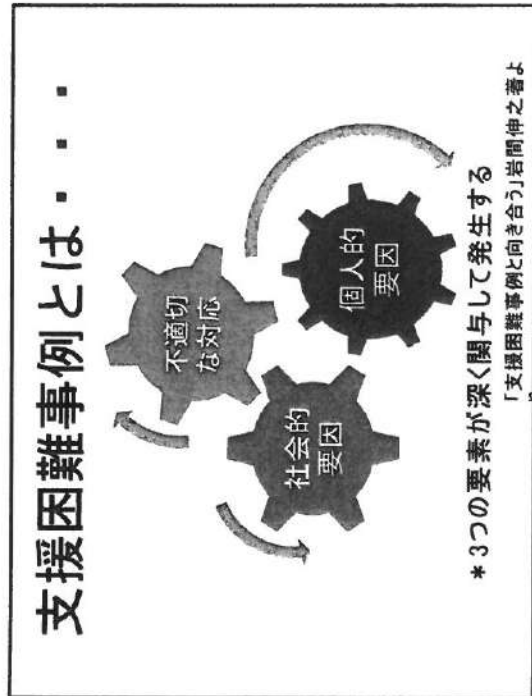
⑥ エンパワメントするならどうやって? トライするならどんなこと?		
Aさん	Bさん	Cさん

※ろ) の部分は全体の見立に当たりますが、法律や制度、根拠法、職務分掌、職能の価値や倫理に従う場面が出てきます。一方でその支援自体のポイントはそれら法律や制度で対応できるものばかりではありません。なぜ関わるのか確認しましょう。

Supported by  日本 THE NIPPON  
財団 FOUNDATION



登場人物	居住状況	社会関係	苦みつき
Aさん 65歳	統合失調症 広汎性発達障害	音楽好き 障害年金受給	ボジティブ 願気がある
Bさん 85歳	認知症 (アルツハイマー型)	老齢基礎 配偶者と死別 地域包括支援センター	節約家 自分ですれば 費用が掛からない
Cさん 43歳	軽度精神障害 (B1)	B型事業所利用 家事ができる	従順 優しい



### 個人的要因

個人に帰属する要因

- Aさん 統合失調症  
広汎性発達障害  
金銭管理…浪費傾向
- Bさん 物忘れ(認知症)・うつ病  
金銭管理…できなくなってきた
- Cさん 知的障害  
従順…やさしい



## 社会的要因

本人を取り巻く社会環境や本人をめぐる関係性が要因

- Aさんの生活リズムに他が同調
- 家族関係のバランス
- 被擁護者と擁護者の関係性
- 金銭的不適切な関係性

## 不適切な対応

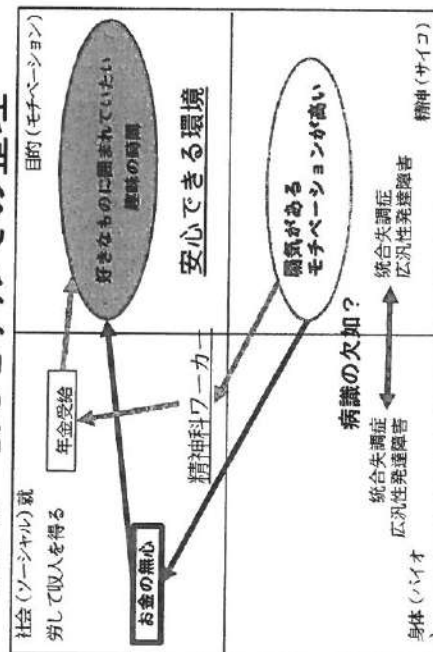
援助者側による不適切な対応（関わりのま  
ずさや不十分な働きかけ）が要因

- 精神科ワーカーの過剰な関与（閉鎖的關係性）
  - 計画相談の生活状況把握の内容（権利擁護としての生活支援の重要性）
  - 地域包括支援センター、委託相談などの行政管轄の機関の連携の必要性（措置権者の関与）
- ＝チームアプローチが機能不全をしている

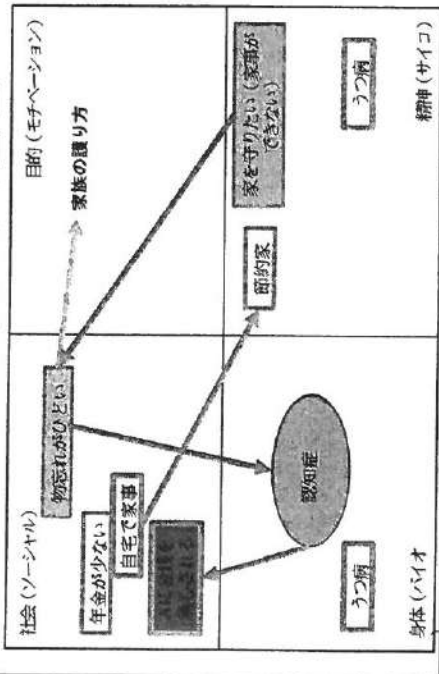
## 事例の「見立て」と支援の組み立て

	「見立て」	支援の組み立て
全体像	家族の關係性の變化。想いの層の選い。	キーパーソンの設定（家族？） 第三者の関与・情報の整理
Aさん	統合失調症 広汎性発達障害 趣味の言葉…遺棄傾向 長男の意味	お金が足りないことへの認識 就労に対する意識 家族へのかかわり方 生活費の集分 経済的虐待（擁護者支援）
Bさん	うつ病 認知症（PPSD） 骨折（ADL低下） 金融管理ができない 金融搾取…的	成年後見制度の利用検討 介護サービスの利用
Cさん	言われたとおり動く 家族間のパワーバランス 役割の変更 仰任的關係性	障害者への虐待対応 （成年後見制度の利用検討）

## Aさん BPSモデルでの整理



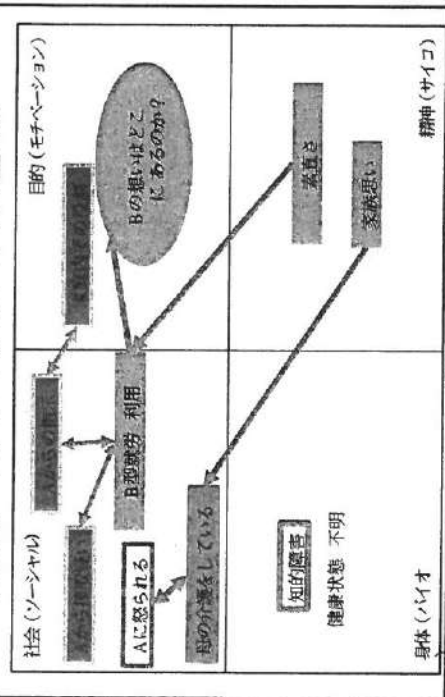
## Bさん BPSモデルでの整理



## 働きかけのポイント(Aさんの場合)

- ① Aさんが働く目的の確認。  
→ お金が足りない…どれぐらい足りないのか。  
どれだけあったら安心なのか？  
どれだけ使いたいのか？
- ② 生活状況の確認。  
→ 家計の状態はどうなのか？  
誰が中心に生活をくみたてているのか？  
本人の捉え方の確認。

## Cさん BPSモデルでの整理



## 働きかけのポイント(Aさんの場合)

- ③ 家族との関係性を理解する  
→ 家族をコントロール…Aさんの自己効力感。  
コントロールの感覚  
→ エンパワメントの視点…家族のエンパワメント  
個々人ではなく「家族」機能へのエンパワメント
- ④ Aさんの不安を解消し、支える  
→ Aさんが安心して、生活の相談を出来るように、面談。認知の修正に取り組みることが出来るか？「家族」と「自分」のはざまを感じるジレンマへの寄り添い。

### 働きかけのポイント(Bさんの場合)

- ① Bさんの自立生活への意向の確認を行う  
→ 家族への思い、感情なども含め、本人の思いを丁寧に聞き取る。
- ② 本人が選択肢を増やせる提案をする  
→ 「家族の世話」役からの変化。
- ③ 本人が平穏を感じることができる  
体験を共に評価し、できなくなっていく  
事の不安への対処体験を積み重ねてゆく。  
(家族と体験の共有)

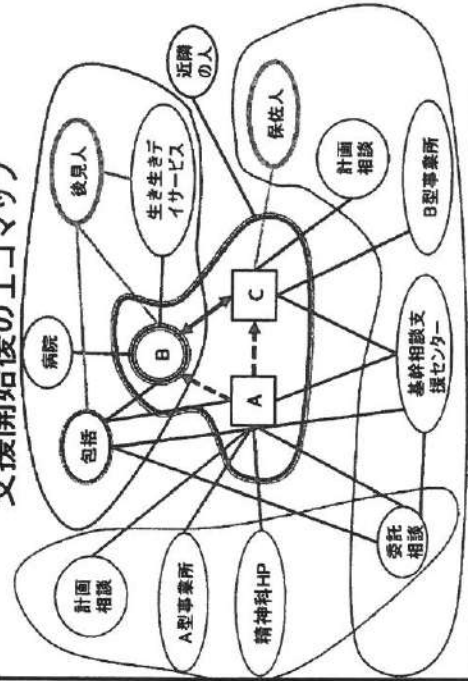
### 働きかけのポイント(Cさんの場合)

- ① Cさんの意向を聞き取る  
→ お金の不安、Aとの関係(搾取・強要)。  
Cがどうしたいのか、確認してゆく。
- ② Cさん自身の身体・精神の状況への配慮  
→ Cさんは言語化していないが、状況として一番「どうしていいの困惑している。」状況と、見ることができる。(負担感)

### 働きかけのポイント(見通し)

- ① 家族機能としての視点  
Aの持つ自己効力感の感じている対象を、個人的の生活の充足から、家族機能の充足によるAの社会性の発達という面にシフトしてゆく支援が可能かどうか…。本人の認識の修正を含む関わりが可能かどうかに関わらず、まずはそれを確認し試してゆく関わりがベースになる。本来持っている、或いはトラブルがある中でも一緒にいる事実の意図に寄り添う視点。本人が感じるであろう社会的なシレンマを通して、成長の端緒がある。でなければ、家族同居を続ける事が難しいと予想される。  
表面的に行動化していることをストレスガスとして受け取り、インパワメントする事との違い。

### 支援開始後のエコマップ



## おわりに

成年後見制度利用促進法が、平成 28 年 4 月にできて、平成 30 年 4 月からは、いよいよその舞台を厚生労働省に置き、成年後見制度利用促進室なるものができました。地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置が、基本計画に書き込まれ、全国 1 4 4 1 市区町村のうち もう、4 9 2 市区町村に中核機関が設置されました。(平成 30 年 10 月現在) この成年後見制度は本人にとって必要とされる利用でなければ、いけません。当団体の研修では、この成年後見制度の利用促進は地域の権利擁護支援の促進でなければならないことを、伝える研修になっています。この法律の本当に言わんとしていることをわかりやすく伝えています。また、グループワークをすることで、多職種連携の必要性も学べる仕掛けとなっています。地域連携ネットワークとは、本人を囲んで地域がネットワークを組んで支援していくことです。多くの方と支援できることは、本人の可能性を広げることにもつながります。このようなことを伝えるために、地道なこの研修は必要なことだと考えます。

成年後見制度の利用促進や地域連携ネットワークとは、厚生労働省が以前から言っている地域包括ケアの中に権利擁護支援を組み入れていくに他ならないのです。権利擁護支援を考えると、まさしく地域福祉を考えることに、違いはないのです。これからも、丁寧に全国で人材育成の研修していくことによって、権利擁護支援の視点から、誰もが自分らしく生きているける社会を築くことを目指します。

2020 (令和 2) 年 3 月

全国権利擁護支援ネットワーク事務局

文責：今井 友乃



## 権利擁護支援従事者現任研修の開催事業 報告書

---

発行日：2020（令和2）年3月31日

発行：一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

印刷・製本：株式会社 縄文堂印刷

問い合わせ：全国権利擁護支援ネットワーク

（事務局）一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

〒273-0005 千葉県船橋市本町 6-3-16 レックスマンション 603

TEL：047-407-4584 FAX：047-407-4101

E-mail：info@asnet-japan.net URL：<http://www.asnet-japan.net/>

---